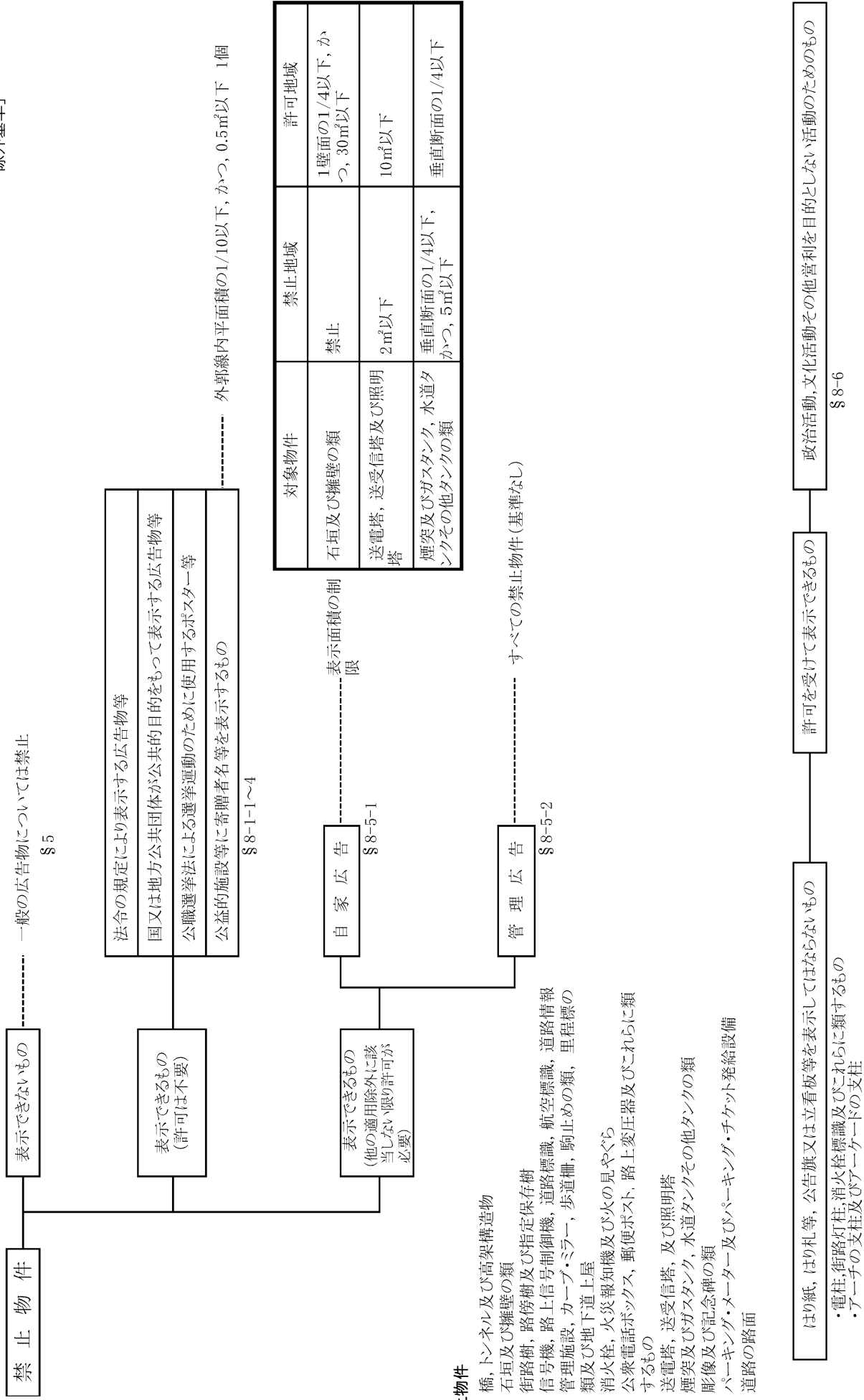


(3) 禁止物件

<原則>

*参考
[岡山市の主な適用
除外基準]



禁止物件

- ・ 橋, トンネル及び高架構造物
- ・ 石垣及び擁壁の類
- ・ 街路樹, 路傍樹及び指定保存樹
- ・ 信号機, 路上信号制御機, 道路標識, 航空標識, 道路情報管理施設, カーブ・ミラー, 歩道柵, 駒止めの類, 里程標の類及び地下道上屋
- ・ 消火栓, 火災報知機及び火の見やぐら
- ・ 公衆電話ボックス, 郵便ポスト, 路上変圧器及びこれらに類するもの
- ・ 送電塔, 送受信塔, 及び照明塔
- ・ 煙突及びガスタンク, 水道タンクその他タンクの類
- ・ 彫像及び記念碑の類
- ・ パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- ・ 道路の路面

◎ 禁止地域の指定（指定告示）

- (1) 文化財指定建造物から 20m以内の区域
- (2) 次の表の左欄に掲げる道路の右欄に掲げる区間及び当該区間から展望することができる両側各 100m以内の区域

道 路	禁 止 地 域	
	始 点	終 点
県道岡山賀陽線	国道 53 号との交差点（田益地内）	加賀郡吉備中央町境（掛畑地内）
県道日応寺栢谷線	市道伊福町二丁目吉宗線との交差点 （吉宗地内）	県道妹尾御津線との交差点 （日応寺地内）

- (3) 旭川湖及び湖岸から 100m 以内の区域
- (4) 岡山空港及び岡山空港から 500m以内の区域
- (5) 岡南飛行場及び岡南飛行場から 500m以内の区域
- (6) 岡山駅の駅前広場

9 禁止物件（条例第 5 条）

次の物件には、市内全域において、広告物等を表示し、又は設置することができない。ただし、条例第 8 条に該当すれば、適用除外として許可を受けずに（又は許可を受けて）表示し、又は設置できる場合がある。

(1) 表示・設置ともに禁止の物件

- ① 橋（ガードを含む。）、トンネル及び高架構造物
- ② 石垣及び擁壁の類
- ③ 街路樹及び路傍樹並びに保存樹（岡山市環境保全条例 § 30 の 10）
- ④ 信号機、路上信号制御機、道路標識、航空標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー、歩道柵、駒止めの類、里程標の類及び地下道上屋
- ⑤ 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- ⑥ 公衆電話ボックス、郵便ポスト、路上変圧器及びこれらに類するもの
- ⑦ 送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑧ 煙突、及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- ⑨ 彫像及び記念碑の類
- ⑩ パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観又は風致の維持に必要なものとして規則で定める物件

(2) はり紙, はり札等, 広告旗又は立看板等のみ表示禁止の物件

- ① 電柱, 街路灯柱, 消火栓標識及びこれらに類するもの
- ② アーチの支柱及びアーケードの支柱

(3) 表示禁止の物件

- ① 道路の路面

10 禁止広告物（条例第6条）

次に掲げる広告物等は, 市内全域において, 一切表示し, 又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し, たい色し, 又は塗料等のはく離したものの
- (2) 著しく破損し, 又は老朽したものの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるものの
- (4) 信号機, 道路標識等に類似し, 又はこれらの効用を妨げるようなものの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

11 許可地域（条例第7条）

本市の区域内では, 市長の許可を受けなければ広告物等を表示し, 設置することができない。ただし, 条例第8条に該当すれば, 適用除外として許可を受けずに表示し, 又は設置できる場合がある。

許可地域は3種類に種別指定して, それぞれに許可基準を設定し, 地域の特性に応じた規制を行うこととしている。なお, 詳細な区域については, 告示（P129）を参照のこと。

区域名	指 定 地 域		
第1種許可地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域		
第2種許可地域	次の道路の全線の両側500m以内の区域	山陽自動車道 中国横断自動車道	
	次の鉄道の指定区間の両側500m以内の区域	山陽新幹線	
	次の道路の指定区間の両側100m以内の区域	国 道	2号 53号 180号 180号岡山西バイパス 180号一宮バイパス 250号 429号
		県 道	金甲山線 飽浦東児線 長谷小串線 妹尾御津線 寒河本庄岡山線 清音真金線
		その他	広域農道児島湾線
次の鉄道の指定区間の両側100m以内の区域	山陽本線 本四備讃線 宇野線 津山線 吉備線 赤穂線		
第3種許可地域	許可地域のうち, 第1種許可地域及び第2種許可地域以外の区域		